

お気軽に相談してください。

TOKYOチャレンジネットは、住まいを失い、インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方や離職者の方をサポートする相談窓口です。住居がないことによる生活不安の相談から、住宅確保に向けてのサポート、さらにあなたに適した仕事についての就労相談まで総合的な相談を行っております。

介護職支援コースについて

また、介護職場での就労を目指す離職者に対して「介護職支援コース」を設置し、ホームヘルパー2級の資格を無料で取得できる支援、介護職に特化した求人紹介なども行っております。

明日への道 その1

電話かメールで相談予約を



フリーダイヤルで予約
0120-874-225 代表電話
03-5155-9501

または、ホームページの相談予約フォームからお申込みを。

パソコンから
<http://www.tokyo-challenge.net/>

携帯電話から
<http://www.tokyo-challenge.net/i>

明日への道 その2

センターで相談がスタート



相談員が現在の生活についてお話を伺います。
女性については女性職員が担当しますので、安心してご相談ください。

明日への道 その3

今後の生活を一緒に設計

個々の状況に応じて今後のプランを一緒に考え、必要と認められれば一時住宅の利用や生活資金の貸付が受けられます。

電話でのお問い合わせ

0120-874-225

代表電話 | 03-5155-9501

相談窓口開設時間

月曜・水曜・金曜・土曜	10:00~17:00
火曜・木曜	10:00~20:00



※祝日を除く

ホームページからのお問い合わせ

<http://www.tokyo-challenge.net/>

TOKYOチャレンジネット

検索

携帯電話から

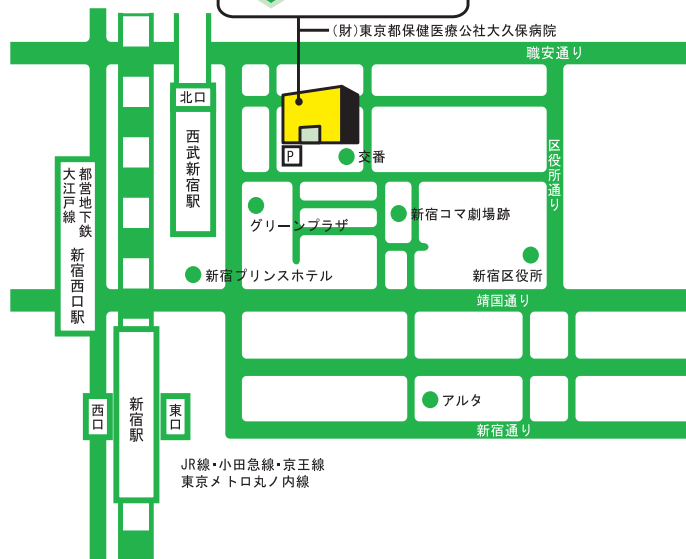
<http://www.tokyo-challenge.net/i>



〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア3F

東京都健康プラザハイジア3F



JR線・小田急線・京王線
東京メトロ丸ノ内線

東京都

就職
したい...

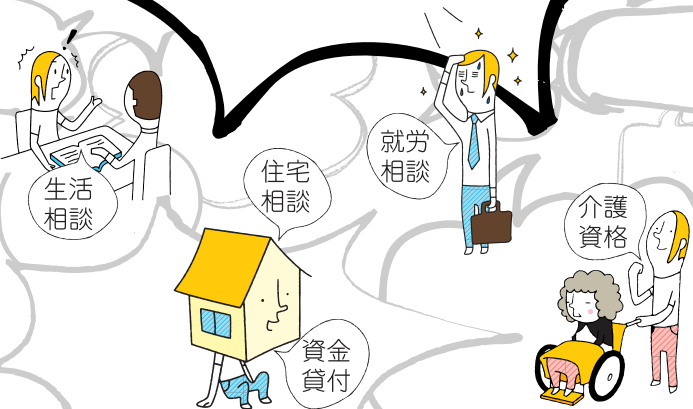
住宅確保の
費用が心配...

住まいが
ない...

資格を取って
介護の仕事に
就きたい...

一緒に
解決策を見つけ
いきましょう。

TOKYO
チャレンジネット



このままでいいのか、不安…。

家がない、仕事がない、お金がない…。一人っきりで悩まないで相談してください

これからの生活設計を一緒に考えていきましょう。

東京都内に直近6ヶ月以上生活している方で、現時点で住居が無い方、介護職に興味のある方は相談してください。

生活相談、住宅相談については、東京都が社会福祉法人やまて福祉会に委託して実施。就労相談については、厚生労働省の出先機関であるハローワーク新宿等がサポートします。

生活相談

日々の生活の悩みや不安は私たちがサポート

TOKYOチャレンジネットは、住まいを失い、インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら就労している方々をサポートする相談窓口です。生活不安や人間関係などの暮らし全般に関わる問題はもちろん、専門知識が必要となる問題についても相談を受けることができます。

生活全般
健康相談
法律相談



【健康相談】

看護師をはじめ精神保健福祉士等の資格を持つ専門職員が担当。医療機関での受診をご希望の方は無料にて健康診断を受診できます。

【法律相談】

借金などの債務問題、雇用や賃金などの労働問題も、弁護士などの専門家による無料相談を受けられます。また、法テラス(日本司法支援センター)での法律相談もご案内しています。

就労相談

仕事紹介、カウンセリング、履歴書添削、面接指導

あなたに適した仕事について相談やカウンセリングを行い、ハローワークなどによせられる多種多様な求人の中から適職をご紹介します。また、就職活動に必要な効果的な面接の受け方や履歴書の書き方など、就職活動サポートもご用意しています。

就職難
解雇離職
不安定
雇い止め



住宅相談

物件情報
保証人
賃貸契約
一時住宅



住まいの充実を、情報・資金面から応援

民間の賃貸物件について情報を提供したり、賃貸借契約について、保証人がいない方には保証会社を利用した住居確保等のサポートを行います。なお、対象となる賃貸物件は、TOKYOチャレンジネットが承認したものに限り、また、利用基準に適合すると、TOKYOチャレンジネットが借りている民間アパート等を一時住宅として一定期間利用できます。

介護資格

生活費貸付
資格取得
講座無料
就労支援



介護職を目指す離職者を応援

介護職場への就労を目指す離職者に対し「介護職支援コース」を設置し、ホームヘルパー2級の資格取得する支援を行うことにより、離職者の生活の安定を図ります。生活資金の無利子貸付が受けられます。東京都福祉人材センターによる介護職への就労支援も行っています。

資金貸付

敷金礼金 技能習得
生活費 通勤被服
家具購入

住宅資金や介護資格取得までの生活費貸付サポート

自立した安定的な生活を送ることができると期待される方は、住宅資金・生活資金の無利子貸付が受けられます。



現時点で住居がない方には、TOKYOチャレンジネットが借りている民間アパート等を一時住宅として提供。

必要により都内にある「チャレンジハウス」(TOKYOチャレンジネットが借りている民間アパート)の利用が可能です。下記貸付の主な要件を満たす方が対象となります。

● 一時住宅「チャレンジハウス」について

- (1) 利用にあたって、利用適正判定を実施いたします。
- (2) 契約方式は【利用契約】となります。
- (3) 利用期間は原則3ヶ月以内です。
- (4) 日を単位とした利用料を徴収いたします



さまざまな相談を通じて、今後の生活設計を行い必要に応じて住宅資金・生活資金を無利子で貸付け。

自立した安定的な生活を送ることができると期待される方は、住宅資金・生活資金などの無利子貸付けが受けられます。これらの資金貸付は東京都が東京都社会福祉協議会に補助を行い実施している制度で、一定の要件や提出書類が必要となります。詳細についてはTOKYOチャレンジネットまでご相談ください。

貸付の主な要件

- 1 年齢20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者、または永住者等の方で、TOKYOチャレンジネットでの援助・指導を受けることにより、安定的な自立した生活が営めると判定された方。
- 2 TOKYOチャレンジネットへ相談した日より以前に、東京都内での生活期間が直近6ヶ月以上ある方。
- 3 住宅確保に必要な資金・預金がない方。また、借入申込者が他者(親族等)から資金の援助が受けられない方。
- 4 借入申込時点で就労による一定の収入での返済が見込まれること。
- 5 活用できる資産がないこと。また、土地及び建物を所有していないこと。
- 6 在学中でないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※生活資金のみの貸付けは行いません。

※貸付種類によって、要件が追加されます。

※貸付については審査があります。審査の結果により貸付を受けられない場合もあります。

※介護職支援コースの貸付については社会福祉法人やまて福祉会が実施します。